

尾道市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
	占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)		占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げ る工 作物	電柱	1本につき	<u>870</u>	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げ る工 作物	電柱	1本につき	<u>1,000</u>
	電話柱	1年	<u>510</u>		電話柱	1年	<u>600</u>
	その他の柱類		<u>51</u>		その他の柱類		<u>60</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>5</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>6</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>3</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>4</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>490</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>590</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>300</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>360</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,000</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,200</u>
	郵便差出箱		<u>420</u>		郵便差出箱		<u>500</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,900</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,000</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,200</u>	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げ る物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>21</u>	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げ る物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>25</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36</u>

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>900</u>
	地下に設ける通路			<u>540</u>
	その他のもの			<u>1,000</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>18</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>180</u>
道路法施行令(昭和27年政令第4号)	看板(ア)一チであるものを除く。)その他のもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,800</u>

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>54</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>72</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>250</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>360</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>720</u>
法第32条第1項第3号(自動運行補助施設に係る部分を除く。)及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>950</u>
	地下に設ける通路			<u>570</u>
	その他のもの			<u>1,200</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>19</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
道路法施行令(昭和27年政令第4号)	看板(ア)一チであるものを除く。)その他のもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>

79号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件			ルにつき 1年	
	標識		1本につき 1年	<u>810</u>
	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際し 一時的 に設け るもの	1本につき 1日	<u>18</u>
		その他 のもの	1本につき 1月	<u>180</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、 縁日等 に際し 一時的 に設け るもの	その面積1 平方メー トルにつ き 1日	<u>18</u>
		その他 のもの	その面積1 平方メー トルにつ き 1月	<u>180</u>
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き 1月	<u>1,800</u>
		その他 のもの		<u>900</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1 平方メー トルにつ き 1年	<u>1,000</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1 平方メー トルにつ き 1月	<u>180</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>100</u>	
備考 略				

79号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件			ルにつき 1年	
	標識		1本につき 1年	<u>960</u>
	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際し 一時的 に設け るもの	1本につき 1日	<u>19</u>
		その他 のもの	1本につき 1月	<u>190</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、 縁日等 に際し 一時的 に設け るもの	その面積1 平方メー トルにつ き 1日	<u>19</u>
		その他 のもの	その面積1 平方メー トルにつ き 1月	<u>190</u>
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き 1月	<u>1,900</u>
		その他 のもの		<u>950</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1 平方メー トルにつ き 1年	<u>1,200</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1 平方メー トルにつ き 1月	<u>190</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>120</u>	
備考 略				